

< 頌栄短期大学 障がいのある学生の修学支援基本方針 >

頌栄短期大学は、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」を遵守し、以下に示す基本方針に則って障がいのある学生への支援を行います。

本学は、学内外の関係部局等と連携しながら全学的な支援体制を強化し、障がいのある学生及び入学希望者(以下、学生)への支援の充実を図ります。

1. 機会の確保

障がいのある学生が、障がいを理由に修学を断念することのないよう、障がいと関係する障壁の解消に努め、修学の機会を確保します。

2. 情報の公開

学生に対し、障がいに伴う困難に関する支援方針および体制等について情報を公開します。

3. 支援体制

学生の修学に関わるすべての組織は、学務部をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施します。

4. 合理的配慮

困難の状態に応じ、教育の質の維持を保証する範囲において、個々のニーズに応じた手立てを検討し、双方にとって過度な負担とならないよう配慮を実施します。

5. 施設・設備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、教育環境づくりに努めます。

6. 障がいへの理解促進

他の学生や教職員がさまざまな障がいへの理解を深め、より適切な対応ができるように授業や研修等を通して、障がいと支援に関する理解の促進に努めます。